一般病棟入院基本料の施設基準について

（ 地域一般入院料 3 ） 許可病床数：60床

【 平均入院患者数 44名 】

◆当病棟では、1日 9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。尚、各勤務帯毎の配置は次のとおりです。

○ 朝8時半～夕方16時半

看護職員1人当たりの受け持ち数は 15人 以内です
（休日・祝日で受け持ち数が異なる場合があります）

○ 夕方16時半～深夜0時半

看護職員1人当たりの受け持ち数は 15人 以内です

○ 深夜0時半～朝8時半

看護職員1人当たりの受け持ち数は 15人 以内です

◆当病棟では、1日 5人以上の看護補助者が勤務しています。
尚、各勤務帯毎の配置は次のとおりです。

○ 朝8時半～夕方16時半

看護補助者1人当たりの受け持ち数は 15人 以内です
（休日・祝日で受け持ち数が異なる場合があります。）

○ 夕方16時半～深夜0時半

看護補助者1人当たりの受け持ち数は 44人 以内です

○ 深夜0時半～朝8時半

看護補助者1人当たりの受け持ち数は 44人 以内です

◆当病棟では入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っております。

管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供させていただいております。

また、食堂加算の要件を満たす食堂にて食事を提供しております。

2026年 9月 1日現在

医療法人 徳新会 山北徳新会病院

入院時食事療養について

当院では食事療養費（Ⅰ）の届け出により、下記の療養環境に取り組んでおります。また食事は医師が発行する食事箋に基づき、医療の一環として提供されており、患者様の病状に応じて必要とする栄養量を、管理栄養士又は栄養士が献立を作成しております。また食事の質の向上と患者様サービスの改善を目指すと同時に、療養環境の改善を適切に行っております。

＜健康増進法施行規則（栄養管理の基準）第９条＞に則る管理

一　当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体状況、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状況等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適切な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、評価を行うよう努めております。

二　食事の献立は身体の状況等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めております。

三　献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して栄養に関する情報の提供を行っております。

四　献立表やその他必要な帳票等を適正に作成し、当該施設に保管しております。

五　衛生の管理については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係法令の定めるところにより給食運営を施行しております。

＜適時適温について＞

当院では、朝食（8 時）、昼食（12 時）について適切な時間に提供されており、更に夕食については午後 6 時以降に提供を行っております。この時間については、一年を通して確保されております。また入院患者様全員に保温・保冷配膳車による「適温給食」の食事提供を行っております。適温給食とは、温かい料理は温かく、冷たい料理は冷たい状態で提供することを指します。

＜特別食加算について＞

当院では患者様の病状等に対応して医師の発行する食事箋に基づき、「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等」（平成 6 年厚生省告示第 238 号）の第二号に示された特別食が提供された場合に、1 食単位で 1 日 3 食を限度として「特別食加算」を算定（1 食 76 円）しております。当該加算を行う場合は、特別食の献立を作成しております。

＜食堂加算について＞

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）又は入院時生活療養費（Ⅰ）の届け出により、食堂を利用する病棟に係る病床 1 床あたり 0.5 平方メートル以上の基準に際し、食堂加算を算定（1 日 50 円）しております。

＜栄養指導について＞

当院では医師の指示の下、医療の一環として必要に応じ、患者様に対し栄養指導を行っております。栄養指導は食事提供の効果を高めるため、患者様の十分な理解と協力を得、管理栄養士は積極的に患者様に接して食事療養の必要性について十分に理解していただき、提供した食事を完全にかつ喜んで食べて頂けるように努めるために行なっております。特別食を提供されている患者様については、提供された食事以外のものを食べることが無いように御協力お願いします。

入院時食事療養標準負担額について

近年の食材費・光熱水費の継続的な高騰を踏まえ、令和8年度の診療報酬改定において、入院費食事療養費の基準額が見直されました。
令和8年6月１日より、入院中の食事代（食事療養標準負担額）が下記の通り変更となります。患者様のご理解をお願い申し上げます。

住民税非課税世帯の方は、加入する保険者で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を事前に取得し、受付窓口へご提示ください。

※マイナ保険証の提示または、オンライン資格確認に同意を頂ければ窓口にて適用することも可能ですので、受付スタッフへお申し出ください。

負担区分		食事療養標準負担額（1食につき）
一般所得者		550円
指定難病患者		330円
低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯）		
	90日目までの入院	270円
	91日目以降の入院（長期該当者）＊	220円
低所得者Ⅰ（住民税非課税世帯）		130円

＊については、市町村窓口へ申請が必要です。（申請月の翌月から適用）

山北徳新会病院